

生殖・遺伝カウンセリング講習

生殖補助医療(ART)における社会的・倫理的問題点

慶應義塾大学医学部産婦人科学教室

吉 村 泰 典

わが国における生殖補助医療は急速な技術進歩に伴い、社会に着実に普及してきている一方、それを適正に実施するために必要な有効な法規制などの制度の整備が十分とはいえない状況にある。そのため、生殖補助医療をめぐる発生するさまざまな問題に対して必ずしも適切な対応ができておらず、生まれた子の法的地位の安定のための法整備、生殖補助医療を適正に実施するための必要な規制などの整備が急務となっている。本講演では、厚生科学審議会先端医療技術評価部会「生殖補助医療に関する専門委員会」より提出された「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」ならびに日本産科婦人科学会倫理委員会見解について概説する。

1. 生殖補助医療技術に関する専門委員会報告書

精子・卵子・胚の提供などによる生殖補助医療は、子を欲しながら子をもつことができないクライアントに子をもつ可能性を提供するものであるが、そのあり方に関する意見集約にあたってはさまざまな倫理観の間での調整が必要になる。本委員会の基本的考え方の合意事項としては、(1)生まれてくる子の福祉を優先する、(2)人をもつばら生殖の手段として扱ってはならない、(3)安全性に十分配慮する、(4)優生思想を排除する、(5)商業主義を排除する、(6)人間の尊厳を守る、の6項目である。

本専門委員会では、不妊症領域における配偶子や胚の提供による生殖補助医療の役割を認識しつつ、6つの基本的考え方に添って適正に運用されるように、2年2カ月29回にわたり慎重な検討を行い、表1のような結論にいたっている。現在厚生科学審議会生殖補助医療部会において、専門委員会の報告書の内容に基づく制度整備の具体化の検討がなされており、平成14年末までにはガイドライン

表1 生殖医療技術に関する専門委員会の報告書の骨子

-
- 夫婦以外の精子、卵子、受精卵の使用を認める
 - 代理母は禁止
 - 提供は無償。実費相当分の授受は認める
 - 提供者は匿名。兄弟姉妹など以外にいない場合は事前審査のうえで認める
 - カウンセリングの機会の保障
 - 罰則を伴う法規制を行う
 - 子を出産した者を母とし、同意した夫を父とする旨を法律に明記
 - 生まれた子は、提供者個人を特定できないもので、提供者が承認した範囲で提供者の情報を知ることができる
 - 管理運営を行う公的機関を設ける
 - 必要な制度を3年以内に整備。それまでは、第三者の精子による人工授精以外は認めない
-

が作製される予定である。

2. 生殖補助医療における民法上の問題点

明治31年から施行されている現行民法は、近年の生殖補助医療の進歩を想定していない。そのため非配偶者の配偶子を用いた生殖補助医療により生まれた子は、その法的地位が不安定であり、法的保護に欠ける状況におかれている。このような状況を打開するためには、生殖補助医療を規制する前提課題として、少なくとも以下の趣旨が立法により明確化されるように提言することが必要になってくる。

(1)生殖補助医療により子を妊娠・出産した人を、その子の母とする。(2)夫婦が第三者の配偶子の提供を受ける場合、それによって生まれた子の父は、その生殖補助医療の利用について同意を与えた夫である。(3)生殖補助医療のために配偶子や胚を提供した第三者は、生まれた子の父母とされない。これら民法上の親子関係については、法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会において検討がなされており、平成14年末までには立法案が

まとめられる予定である。

3. 出自を知る権利

生殖補助医療により生まれた子が、精子・卵子を提供した人に関する個人情報を知ることが、アイデンティティの確立などのために重要なものと考えられることから、そうした希望にできる限り応えていくことが将来的に必要となる。しかしながら、精子・卵子を提供した人がある子に開示することを望まないものについても、生まれた子が知ることができることとすれば、精子や卵子を提供した人のプライバシーを守ることができなくなる。また提供した人の家族関係などにも悪影響を与える弊害が生ずる可能性もでてくる。また出自を知る権利に関しては、生まれてくる子にどこまで知らせるか、第三者の卵子や精子の提供を受けたクライアントがどこまで理解して生殖医療を受けようとしているのかが重要になってくる。

配偶子提供による生殖補助医療が現在行われている諸外国において、その対応はさまざまである。フランスのように出自を知る権利がまったく認められていない国もあれば、イギリスのように特定できないものについては子に開示する国、スウェーデンのようにドナーに関する個人情報を知らせるべきとする国もある。この出自を知る権利についてはドナーの匿名性の保持と密接に関連しており、ただちに結論のでる問題ではないが、ドナーの情報を一元化して保存し、生まれた子どもが結婚する場合、近親婚とならないための確認をすることは最低限必要となってくる。この際、生殖医療に携わる医師のみならず、クライアント夫婦も生まれてくる子どもには出自を知る権利があることを実施前に十分認識しておくことが大切である。

4. 兄弟姉妹からの配偶子提供

兄弟姉妹からの精子・卵子・胚の提供を認める

こととすれば、必然的に精子・卵子・胚を提供する人の匿名性が担保されなくなる。また、遺伝上の親であるドナーがその提供を受けた人や生まれた子にとって身近な存在となることから、提供者が兄弟姉妹等でない場合以上に人間関係が複雑になりやすく、子の福祉の観点から適切でない事態が数多く発生することが予想される。さらに、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることは、兄弟姉妹に対する心理的圧力となり、強要されるような弊害の発生も想定される。専門委員会では、匿名性の保持の特例として、クライアントやドナーに対して十分な説明やカウンセリングが行われ、かつ生まれてくる子の福祉やドナーに対する心理的な圧力の観点から問題がないことを条件として、兄弟姉妹からの精子・卵子・胚の提供を求めることとしている。この際、公的管理運営機関において事前の審査を義務づけている。日本産科婦人科学会の見解案では、兄弟姉妹からの提供は生殖補助医療におけるカウンセリング体制の不備を考慮し、時期尚早としているが、これら両者の見解の差は大きな問題ではないように思われる。専門委員会の報告書においても、兄弟姉妹からの配偶子提供はあくまで特例であり、生殖補助医療を行う施設が恣意的な判断により濫用することは厳しく制限されている。

おわりに

子をもちたいという願望は無条件の人権ではなく、時として倫理的、社会的、法的問題点のみならず、医学的障害があることを銘記すべきである。いつの時代でも忘れてはならないことは生命の尊厳に対する畏れと謙虚さである。生殖医療においては、単にクライアントのニーズに応えるだけでなく、新たな独立した生命を創り出す手技であることを肝に銘じて、生まれてくる子の幸せと福祉を最優先すべきである。